

富田林市要綱第55号

富田林市空き家バンク制度活用促進補助金交付要綱

富田林市空き家バンク制度活用促進補助金交付要綱（令和2年富田林市要綱第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、富田林市空き家バンク制度実施要綱（平成30年富田林市要綱第35号。以下「要綱」という。）第2条第7号に規定する空き家バンク制度の活用促進及び空き家の解消を目的として、同制度を利用した所有者等又は居住希望者に対し、予算の範囲内において、富田林市空き家バンク制度活用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、富田林市補助金等交付規則（昭和52年富田林市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる権利を有する者をいう。
- （2）居住希望者 本市内に居住することを目的に、空き家バンク制度の情報を利用して、空き家の購入又は賃借をする者をいう。
- （3）リフォーム工事 空き家の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築等に係る工事をいう。
- （4）市内事業者 本市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は本市内に住所を有する個人事業者をいう。
- （5）建物状況調査 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2第1項第4号に規定する建物状況調査をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、空き家バンク制度を利用した所有者等又は居住希望者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）交付対象者及びその世帯員全員が、第6条の申請時に本市の市税の滞納がないこと。
- （2）交付対象者及びその世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条

第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(3) 所有者等と居住希望者が三親等以内の親族でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 売買 空き家バンク制度を活用し、空き家の売買契約が成立した場合における売買代金

(2) 賃貸借 空き家バンク制度を活用し、空き家の賃貸借契約が成立した場合における賃貸借代金

(3) リフォーム工事 空き家バンク制度を活用し、空き家の売買契約が成立した場合における市内事業者によるリフォーム工事代金。ただし、次に掲げる費用を除く。

ア 居住部分以外(外構、車庫、倉庫、併用住宅の店舗又は事務所部分等)に係るもの

イ 他の法令等の規定による住宅改修に係る補助金の交付を受けているもの

ウ その他市長が適当でないとするもの

(4) 建物状況調査 空き家バンク制度を活用し、既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士(宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第15条の8第1項に規定された者をいう。)が既存住宅状況調査方法基準(平成29年国土交通省告示第82号)に従って行う空き家の建物状況調査代金

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の交付は、別表第1に掲げる区分ごとに、同一の交付対象者(リフォーム工事及び建物状況調査にあつては、同一の交付対象者又は同一の物件)につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、売買契約又は賃貸借契約の締結日から起算して60日以内(リフォーム工事にあつては、売買契約の締結日から起算して1年以内かつ工事着手前、建物状況調査にあつては、売買契約又は賃貸借契約の締結前かつ調査着手前)に、富田林市空き家バンク制度活用促進補助金交付申請書(様式第1号)に、別表第2に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認められた場合は、補助金の交付を決定し、富田林市空き家バンク制度活用促進補助金交

付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、富田林市空き家バンク制度活用促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、交付を決定したときは、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の申請を取り下げようとするときは、富田林市空き家バンク制度活用促進補助金交付取下届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、前条第1項の補助金の交付決定を取り消すものとする。

（工事等の着手）

第9条 リフォーム工事に関する第7条第1項の交付決定を受けた者（以下「リフォーム工事に関する交付決定者」という。）又は建物状況調査に関する第7条第1項の交付決定を受けた者（以下「建物状況調査に関する交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けた日から60日以内に当該工事又は当該調査に着手するものとする。

（工事内容等の変更）

第10条 リフォーム工事に関する交付決定者は、当該工事（建物状況調査に関する交付決定者にあつては、当該調査）の内容に変更が生じたときは、速やかに富田林市空き家バンク制度活用促進補助金変更承認申請書（様式第5号）に、市長が必要と認める書類を添付して提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、富田林市空き家バンク制度活用促進補助金変更承認通知書（様式第6号）により、リフォーム工事に関する交付決定者又は建物状況調査に関する交付決定者に通知するものとする。

（工事等の完了報告）

第11条 リフォーム工事に関する交付決定者は、当該工事（建物状況調査に関する交付決定者にあつては、当該調査）が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過した日又は補助金を交付する日の属する会計年度の3月15日（その日が休日に当たるときは、当該日の直後の休日でない日）のいずれか早い日までに、富田林市空き家バンク制度活用促進補助金完了報告書（様式第7号）に、別表第3に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、富田林市空き家バンク制度活用促進補助金交

付額確定通知書（様式第8号）により、リフォーム工事に関する交付決定者又は建物状況調査に関する交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 交付決定者は、第7条第1項の通知（リフォーム工事又は建物状況調査にあつては、前条の通知）を受けたときは、富田林市空き家バンク制度活用促進補助金請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の請求があつたときは、交付決定者又は当該交付決定者が指定する者に対し、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに当該決定を取り消すものとする。

- （1） 虚偽の申請その他の不正の手段により交付決定を受けたとき。
- （2） この要綱及び関係法令に違反したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、富田林市空き家バンク制度活用促進補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、富田林市空き家バンク制度活用促進補助金返還命令書（様式第11号）により、その返還を命じるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還命令を受けた者は、遅滞なく補助金を市に返還しなければならない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の富田林市空き家バンク制度活用

促進補助金交付要綱に定める様式用の紙で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第5条関係）

区分	交付対象者	補助金の額
売買	所有者等	10万円
	居住希望者	20万円
賃貸借	所有者等	2万円
	居住希望者	2万円
リフォーム工事	居住希望者	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度額とする。
建物状況調査	所有者等	補助対象経費の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、5万円を限度額とする。

別表第2（第6条関係）

区分	添付書類
売買	(1) 売買契約書の写し (2) 誓約書兼同意書 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
賃貸借	(1) 賃貸借契約書の写し (2) 誓約書兼同意書 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
リフォーム工事	(1) 売買契約書の写し (2) 誓約書兼同意書 (3) 工事に係る経費の見積書及び明細書の写し (4) 工事予定箇所の位置及び工事の内容の詳細が分かる書類 (5) 工事予定箇所の現況写真 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
建物状況調査	(1) 誓約書兼同意書 (2) 調査に係る経費の見積書及び明細書の写し (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別表第3（第11条関係）

区分	添付書類
リフォーム 工事	(1) 工事請負契約書等の写し (2) 工事に係る領収書の写し (3) 工事実施箇所の施工前及び施工後の写真 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
建物状況調 査	(1) 調査に係る領収書の写し (2) 調査実施結果の写し (3) 調査実施者の既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書等の写し (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類